

石ノ森萬画館 常設展示室 展示設計業務

展示設計図(1) (「仮面ライダーの世界」・「ゴレンジャーの世界(仮称)」)

2025.5.31

Contents

特記仕様書	共01	～	共04
工事範囲図	共05		
展示構成リスト	共06		
撤去図	撤01	～	撤08
意匠図	意01	～	意08
造作詳細図	造01	～	造11
サイン・グラフィック図	グ01	～	グ06
模型造形図	模01	～	模03
映像音響図	映01	～	映06
備品図	備01	～	備02
電気設備図・空調設備図	電設01	～	電設08

業務名称：石ノ森萬画館 常設展示室展示製作業務

I 業務概要

1. 場所宮城県石巻市中瀬2番7号

2. 種別・新装○改装・

3. 期間○現場説明書による・令和 年 月から令和 年 月まで

4. 内容(1)常設展示室「仮面ライダーの世界」「ゴレンジャーの世界（仮称）」

5. 関連工事（別途工事）3階ライブラリー・カフェ

6. 対象面積(1)・「仮面ライダーの世界」:99㎡・「ゴレンジャーの世界（仮称）」:31㎡【合計】130㎡

7. 対象階2階

8. 建物用途児童遊戯施設

II 業務仕様

1. 標準仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、下記「公共建築工事標準仕様書」（以下、「標仕」という。）によるが、標仕に記載がない事項は「インテリア工事標準仕様書」（以下、「イ標仕」という。）による。ただし、本業務に関係しない事項は適用しない。また、標準仕様書の優先順位は、1「標仕」、2「イ標仕」の順番とする。

1）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版

2）" 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版

3）" 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版

4）インテリア工事標準仕様書委員会 インテリア工事標準仕様書

2. 共通事項

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

(3) 特記事項に記載の（. . . ）、（イ標仕 . . . ）内表示番号は、標仕、イ標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章

項目

特記事項

① 一般共通事項

①適用基準等

図面、本特記仕様書、標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 建築工事標準詳細図（令和4年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部制定 営繕工事写真撮影要領（令和3年版）

(1.1.2)

②用語の定義

「監督職員」とは契約書に規定する監督職員、監督員又は監督官をいう。監督職員は、本特記仕様書記載事項に基づき現場代理人に対して承諾、指示、協議、検査等を行なう。「受注者」とは当該契約の受注者、受託者又は請負者をいう。

③関連工事との取合い

施工図・施工計画書などの作成に際し、関連工事との取合い・収まりなどについて十分調整する。(1.1.7)

④施工管理技術者

施工管理技術者は、展示の各業務について高度の知識、経験を有する者とし、予め履歴書、経歴書を監督職員に提出する。(1.3.2)

⑤発生材の処理等

※ 構外搬出適切処理 ・ 現場説明書による(1.3.11)

⑥材料等

本業務に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、またはこれと同等の品質及び性能を有する新品とするとし、同等のものを使用する場合は、監督職員の承諾を得る。(1.4.2)

⑦化学物質を放散する材料等

本業務に使用する合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上塗材、壁紙及び接着剤は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとし、「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。

ホルムアルデヒド放散量	該当する材料
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

8 特別な材料の工法

9 技能士

⑩ 現況調査

⑪ 化学物質の濃度測定

(1.4.1)

ホルムアルデヒド放散量

該当する材料

①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品

②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品

③下記表示のあるJAS規格品

a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用

b. 接着剤等不使用

c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用

d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用

f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

標準仕様に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

(1.5.2)

※ 適用しない ・ 適用する

適用する工種・作業内容：

適用する技能検定職種：

(イ標仕1.2.1)

調査範囲	調査事項
・躯体	・躯体位置、間仕切位置
・内装仕上	・現状老朽破損箇所 ・ 関連する下

6ステンレスの表面仕上げ

7アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

8鉄鋼の亜鉛めっき

9軽量鉄骨天井下地

⑩軽量鉄骨壁下地

11モルタル塗り

12床コンクリートの直均し仕上げ

13セルフレベルング材塗り

14仕上塗材仕上げ

⑮ガラス材料

16ガラス留め材

17特殊なガラスの取付

⑱ガラス用フィルム

⑲塗装材料

種 類	当該箇所
※H L程度	下記以外の見え掛かり全て
・No. 2 B程度	
・鏡面仕上げ	
・バ イ'レーション	

種 別 () 当該箇所 ()

溶融亜鉛めっき： 種 別 () 当該箇所 ()

電気亜鉛めっき： 種 別 () 当該箇所 ()

野縁等の種類： ※19形（屋内） ・25形（屋外）

スタッド、ランナーの種類： ※（表14.5.1）による ・（ ）

既製目地材： ・使用する（形状： ） ・使用しない

床の目地工法： ※（15.3.5） ・図示

標仕6.2.5(2)（イ）及び標仕15.4.3による
コンクリートの仕上げの平坦さの種類： ・a種 ・b種 ・c種

種類及び品質： ・せっこう系 ※セメント系

(15.6.1～7)（表15.6.1）

・薄付け仕上塗材：呼び名() 仕上げの形状等()

・複層仕上塗材：呼び名() 仕上げの形状等()

・軽量骨材仕上塗材：呼び名() 仕上げの形状等()

(16.14.2)

ガラスの種類

⊙フロート板ガラス	厚さの呼び（mm）： ※図示 ・
・高透過ガラス	厚さの呼び（mm）： ※図示 ・
・合わせガラス	材料板ガラスの種類： ※フロート板ガラス ・高透過ガラス ・強化ガラス 厚さの組合せ（mm）： ※図示 ・ + 特性による種類： ※Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類
・強化ガラス	材料板ガラスの種類： ※フロート板ガラス ・高透過ガラス 特性による種類： ※Ⅰ類 ・Ⅲ類
・	厚さ（mm）： ※図示 ・
・	

ガラス留め材： ※シーリング（表9.7.1） ・その他 ()

当該箇所 ()

特殊なガラスの取付は、専門工事業者の仕様と製作図により監督職員の承諾を得る。

当該場所	種類	張り面
	※衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム（G1-1）	※内張り ・外張り
	・層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム（GD-1）	※内張り ・外張り
	・低反射フィルム	※両面張り ・内張り

品質はJIS A 5759による。

(18.1.3)

工場で焼付塗装とする場合は、塗料メーカーの仕様による。

⑳金属面の塗装

21木部の塗装

㉒せっこうボード面の塗装

㉓接着剤

24ビニル床シート張り

㉕ビニル床タイル張り

26ビニル幅木

㉗カーベツト敷き

28畳敷き

(18.4.3) (18.8.4)	
種 別	種 類
※溶剤塗装	・メラミン樹脂焼付塗り（M-B E） ⊙アクリル樹脂焼付塗り（A-B E）
	・合成樹脂調合ペイント塗り（S O P）
	・その他（ ）
・粉体塗装	・エポキシ ・ポリエステル ・アクリル ・ハイブリット型（ ／ ）
・エマルション塗装	・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（E P-G）

(18.4.2) (18.5.2) (18.8.3) (18.10.2)

種 別	種 類
・透明	※クリヤラッカー塗り（C L） ・ウレタン樹脂ワニス塗り（U C）
・エナメル	※ラッカーエナメル塗り（L E） ・ポリウレタンエナメル塗り（U E） ・合成樹脂調合ペイント塗り（S O P）
・着色	・C L上塗り： ・溶剤形着色剤 ・油性染色着色剤 ・U C上塗り：油性顔料着色剤 又は 溶剤形顔料着色剤
・エマルション塗装	・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（E P-G）

(18.8.2) (18.9.2)

種 別	種 類
⊙エマルション塗装	・ つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（E P-G） ⊙合成樹脂エマルションペイント塗り（E P）

(19.2.2) (19.3.2)

ホルムアルデヒド放散量による区分は、F☆☆☆☆とする。また、接着剤に含まれる可塑剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性のものとする。

厚さ（mm）： ※2.5 ・（ ）

柄： ※無地 ・マーブル柄

参考メーカー

⑤ グラフィック・サイン	①適用範囲	本章は、文章、図表（地図、グラフを含む）、イラスト、写真などの情報で構成する主題や項目の解説、イメージ演出表示等のグラフィックと、建物内外に設置される固定式、移動式の表示板、案内板等のサインについて適用する。	(イ 標仕28. 4. 1～4)	⑥グラフィック構成図	(2) 監修に関わる費用は以下とする。 ・受注者が支払う ① 受注者は支払わない	⑫ 加工、取付	(1) UV硬化インクを用いたインクジェット出力を専用メディア以外の素材に行なう場合、製作前にサンプルを製作しインクが確実に定着することを確認する。 (2) 再剥離シートを用いる場合は、製作前に貼り込む下地との相性を確認する。 (3) デジタル出力したメディアを透明アクリル板に裏貼り（アクリルダイフィット加工）する場合、透明アクリル板はキャスト板を用いる。 (4) アクリル板やアルミ複合板、合成樹脂板などを壁面等に接着する場合は、落下防止のため、平滑性が高く伸縮の少ない捨て板を支持力のある下地にビス留めした後、捨て板に厚手の接着テープと弾性接着剤を併用して接着する。 (5) 金属板やアクリル板、合成樹脂板などを裁断、切削して製作した切り文字を壁面等に取り付ける場合は、落下防止のため、裏面にスタッドボルトを取り付けて壁面等に差し込み、接着剤と併用して取り付ける。 (6) 屋外での取り付けで接着剤を使用する場合は、耐水性のある接着剤を使用するとともに、グラフィックと壁面との隙間等をシーリング材で止水し、接着力低下を防止する。	
	②一般事項				(1) グラフィック構成図はグラフィック構成要素をデータ入力し、仕上がり寸法の1/1～1/5で作成する。欄外にグラフィック番号、寸法、縮尺を記載する。 (2) 校正は原則としてカラー出力紙で行い、監督職員の承諾を得る。 (1) 出力用データ作成に先立ち、現場実測等により仕上がり寸法を確定させる。 (2) 出力用データは、原則として仕上がり寸法の1/1で作成する。データ量が過大でデータ作成に支障がある場合に限り、縮小サイズで作成する。 (3) 校正用につくったグラフィック構成図の画像データは、色調整を行い、仕上がり寸法に応じた解像度の出力用データに加工する。 (4) イラストの原画や写真のフィルム等のスキヤニング、実物資料等の新規撮影は、仕上がり寸法に応じた解像度で行なう。 (5) グラフィック構成図で用いた枠線はトンポに変換し、トンポの外に塗り足しデータを作成する。塗り足し部分の寸法は現場状況により決定する。 (6) 出力用データは出力機に合せたカラーモードに設定し、文字をアウトライン化する。 (7) 出力用データはDVD-R、CD-Rなどに保存して、完成時に1式を発注者へ納品し、1式を受注者が保管する。納品する出力用データのアウトライン化は下記とする。 ※行なう ・行なわない		⑬ 著作権	(1) 完成された製作物は、当施設内のみでの使用を基本条件とする。複製、別形態への加工、頒布等については発注者と受注者との間で別途協議して決定する。
	③グラフィック構成要素				(1) サンプル製作は出力用データを使用し、製作するものは下記とする。 ・仕様の種類毎 ・製作するG-No：（1G-02, 2G-01, 2G-02, 2G-04）			
	④原 稿				(1) グラフィックをメディアにデジタル出力し、壁面やパネル等に取り付ける仕様をグラフィック出力貼りと呼ぶ。 (2) 出力、メディア、加工の種類等はグラフィックリストによる。 (3) 防火性能の要求箇所は以下とする。 ・あり（要求箇所はグラフィックリストによる。） ・なし (4) メディアメーカーが示す仕様、設置場所、効果等を考慮し、必要に応じてメディアに適したラミネート加工、表面コーティングを行う。ラミネート加工を使用する場合は、屋内外に関わらずUVカット率90%以上とする。 (5) クロスなどのクロス基材、フォト紙、印画紙等のペーパー基材の貼り付けに使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 (6) 貼り付けの際は、下地を清掃し、必要に応じてメディア、下地に適した平滑な素地ごしらえを行なった後、しわ、気泡が発生しないように貼り付ける。 (7) 2枚以上ジョイントして貼り付ける場合のジョイント箇所は、デザインや文字の配置、重ね貼りによる影などを考慮して決定する。特に透明塩ビフィルム基材のジョイント箇所は、収縮による隙間を考慮して慎重に検討する。 (8) クロス基材、ペーパー基材を糊貼りでジョイントする場合は、原則として突き付けとする。 (9) 塩ビシート、合成紙等の粘着層付の合成樹脂シート基材をジョイントする場合は原則として10～15mmの重ね貼りとする。 (10) 透明塩ビフィルム、透明PET			

⑦
メ
カ
装
置

①適用範囲

②一般事項

⑧
映
像
音
響
・
情
報

①適用範囲

②一般事項

③構成資料

④製作素材

本章は、原理、法則、現象やしくみを、人力または動力を用い動的に演出表現する機械装置に適用する。

(1) システム構成は展示演出の機能を十分に満たしたものとする。

(2) 挟まり、衝突等通常使用における安全性と、過負荷、オーバーラン等による誤動作に対して安全対策を施す。

(3) 騒音、振動を発生する装置については、防音、防振対策を施す。

(4) 潤滑油の補充、消耗品の交換等のメンテナンス性を考慮する。

(5) 造作物、造形物などとの取合いを検討し、調整する。

(6) 十分な試運転、調整期間を確保する製作工程とする。

(7) 稼動回数が多く動的荷重の負荷が掛る部材は疲労破壊に対して十分な安全を確保する。

(8) 部材接合部の力の作用特性にあった接合方式（ボルトまたは溶接）とする。

(9) 使用する J I S 及び I S O 規格のある材料、部品は、規格に示された範囲のものから用途に応じて適切な品質のものを選定する。

(10) 電源部は10章「電気設備」による。

(11) 機構図、システム図等の製作図の他、保守計画を提出する。

⑨
展
示
パ
ー
ツ

①適用範囲

②一般事項

⑩
電
気
設
備

①適用範囲

②一般事項

③種目

本章は、展示演出に関わる、映像音響、情報機器等のシステムハードと、それらの演出・動作制御に必要なプログラム等のソフトウェアと、映像音響機器、コンピュータによって送出される映像音響コンテンツ、情報コンテンツ製作、映像音響プログラムに適用する。

(1) 材料、製作は、標仕電気設備工事編第6編通信・情報設備工事の該当節による。

(2) 材料、機器、部品、製品等は、設計図書の表示と同等級とする。

(3) J I S 及び I S O 規格のある材料は、規格に示された範囲のものから用途に応じて選択する。

(4) 引渡時に各装置や機器の簡易な整備、保守に必要な工具、部品1式を納品する。

(5) 機器の設定を行う際は、監督職員の立会いにて設定調整を実施し、機器の設定（ボリューム、スイッチなど）位置にマーキングを行う。

(6) 電源部、制御器の組み立ては、可能な限りユニット化し、分解組み立て、点検を容易にする。

(7) 電源を既設コンセントより供給する場合は3芯（アース付）の ケーブル及びソケットを使用する。

(8) 機器より発生する熱の放熱対策を十分に行なう。

(9) 機器の吊下げは、脱落、落下などがないよう支持力のある下地材に堅固に取り付ける。

(10) 映像音響コンテンツ製作、情報コンテンツ製作は設計意図を的確に捉え実現するために、本展示の 特徴にあった作風を持つ製作スタッフを選定する。

(11) 映像音響コンテンツのシナリオ作成に当たっては、構成資料を基にラフシナリオを作成し、方向性を確認後、本番シナリオを作成する。

(12) コンピュータにて再生する情報コンテンツにおいてはメニュー等の画面遷移、フローチャート、シナリオ、各画面デザインを作成する。

(13) 支給を受けたもの及び借用した各種構成資料は、その受取り、返却の履歴を借用書、受領書で管理する。

(14) 撮影計画は、シナリオに沿って監督職員と協議の上決定する。

(15) C G、アニメーションは、下絵・サンプル等を監督職員に提出し、承諾を得る。

(16) 映像音響コンテンツの編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において試写または立会により監督職員の承諾を受ける。

(17) 完成した映像音響コンテンツのオリジナルデータは監督職員と協議の上、記録メディア等の保管形態、保管場所を定める。

(18) 受注者は、製作素材ごとに著作者又は著作権者、使用条件等をまとめたリストを作成し、完成時に監督職員に提出する。

文、図、数値データ、写真等映像音響コンテンツ製作、情報コンテンツ製作のシナリオ作成の基となる参考資料を構成資料という。

構成資料の入手区分

※図 示 ○ シノプシスを基に入手 ・監督職員より支給

映像音響コンテンツ製作、情報コンテンツ製作の基となる動画、静止画、音声(効果音、BGM、ナレーション等)、テロップ等の素材を製作素材といい、使用する製作素材の有無、詳細は図示による。

個人、ビデオプロダクション、自治体、関連機関、放送局、新聞社など発注者以外が所有する製作素材を使用する場合の著作権処理は以下とし、詳細は図示による。

・ 受注者が著作権処理を行なう（発注者の公的書面の発行： ※あり ・なし）

○ 受注者は著作権処理を行なわない

⑪
機
械
設
備

①適用範囲

②一般事項

③種目

⑫
そ
の
他

1 エアタイトケースの気密性能試験

④試験成績表及び測定表

⑤予備品

①適用範囲

②一般事項

③種目

4 試験

5 試験成績表及び測定表

12 その他

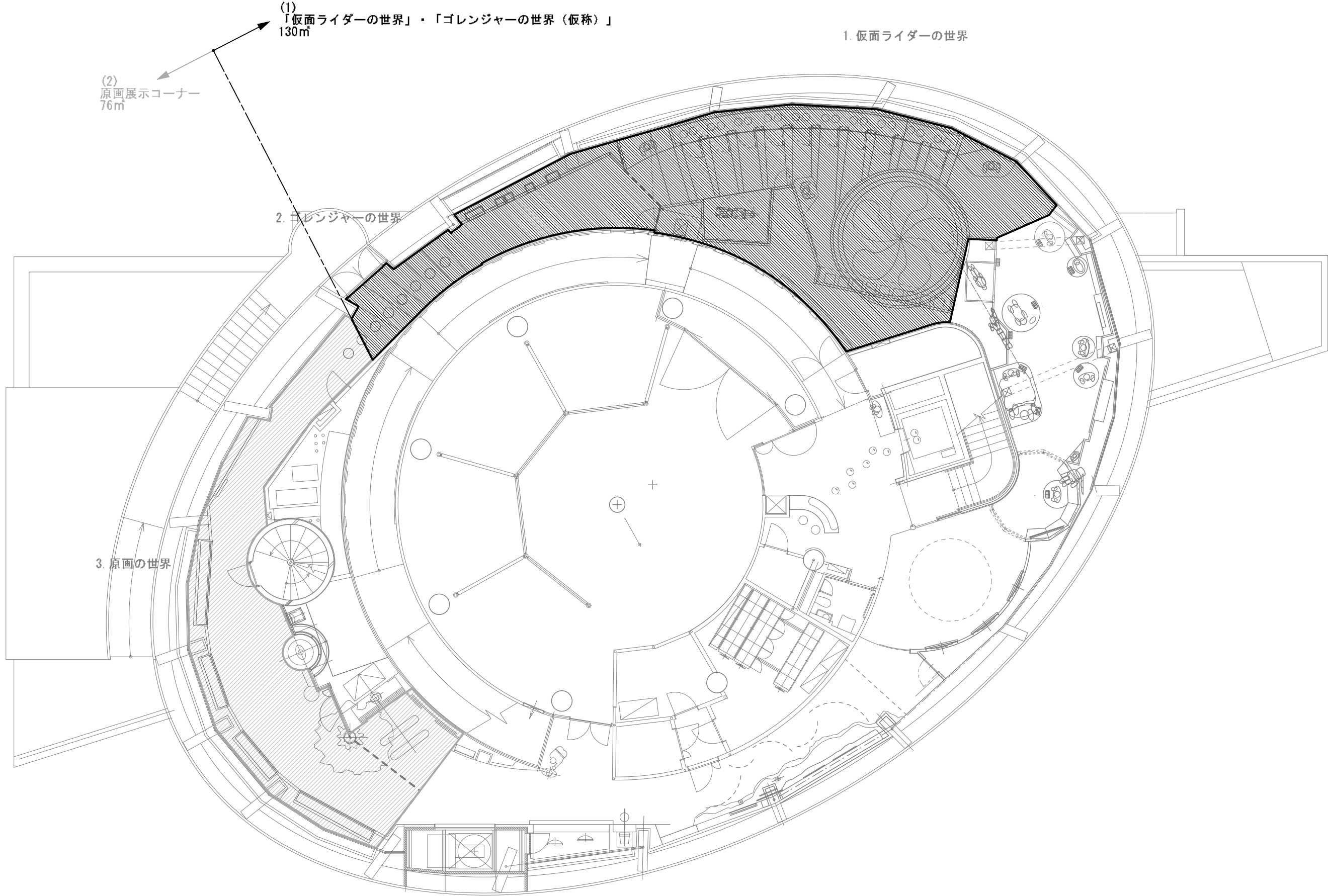
図中記号凡例

工種記号

D

01

通し



MEMO

石ノ森萬画館 常設展示室 展示設計業務

REVISION

TITLE

展示設計図(1) (「仮面ライダーの世界」・「ゴレンジャーの世界（仮称）」)

SUBJECTS

工事範囲図

NO.

共-05

DRAWN

DESIGNED

CHECKED

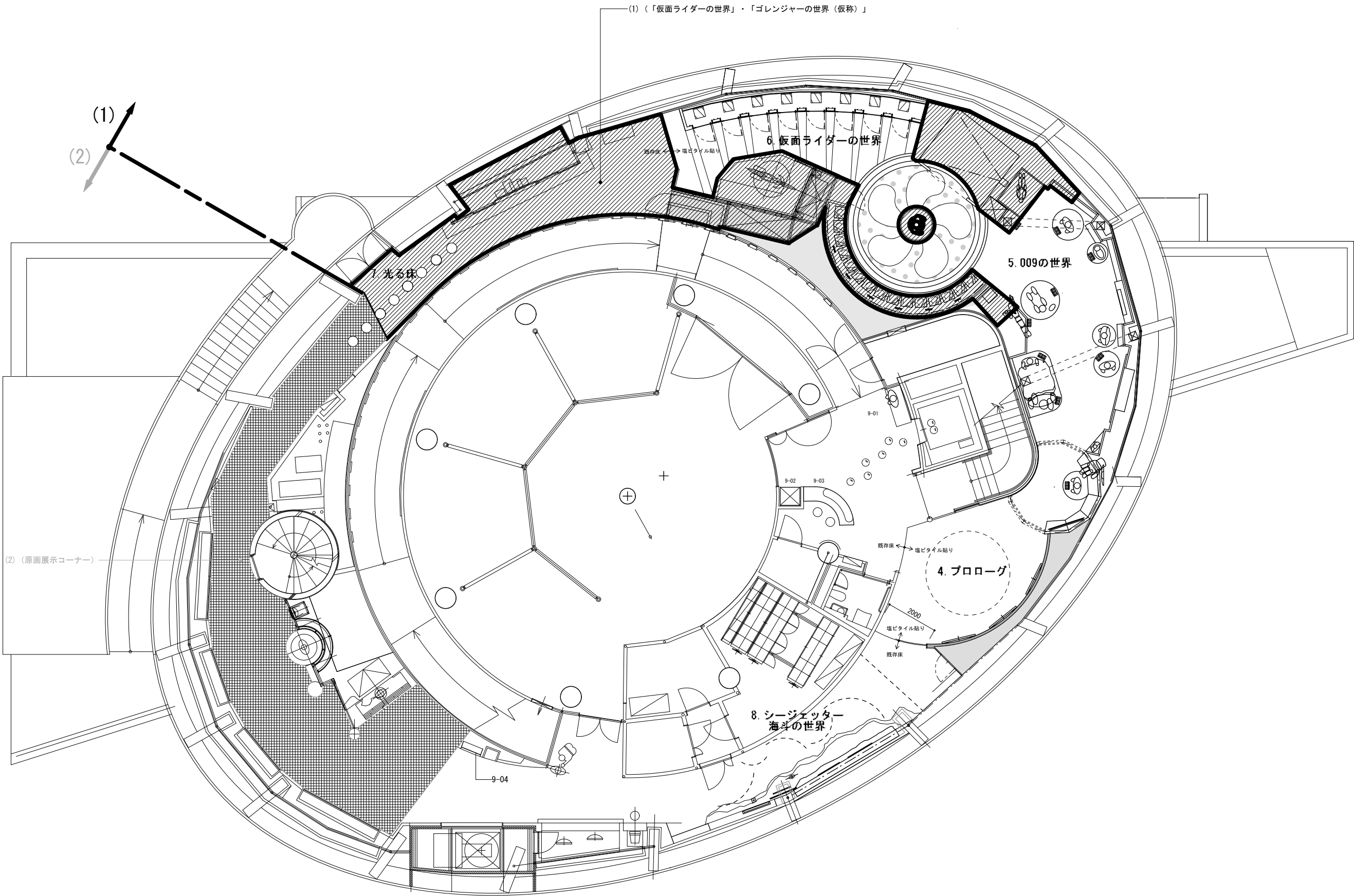
DATE

2025. 5. 31

SCALE

S=1:150

No.	ゾーン	No.	コーナー	No.	アイテム	展示手法	アドレス	数量	備考	
1	仮面ライダーの世界	00	共通	00	基本造作	造作	1D-01～07	1	新規製作	
				01	コーナーサイン	グラフィック	1G-01	1	新規製作	その他サイン(1S-01～06)
		01	原作展示	01	導入グラフィック	グラフィック	1G-02	1	新規製作	
				02	原作スライドショー	映像コンテンツ	1V-01	1	別途製作	原作素材支給
						映像音響システム		1	別途製作	モニター32inch
				03	吹抜演出	映像コンテンツ	1V-02	1	新規製作	原作素材支給
						映像システム		1	別途製作	
		02	仮面ライダーOP集	01	OP Moving Wall	映像コンテンツ	1V-03	1	新規製作	OP映像素材支給
						映像システム		1	新規製作	Visualtiles (Moving Wall) ／タッチパネルディスプレイ55inch
		03	昭和ライダーコーナー	01	旧1号ライダー立像	造形	1M-01	1	既存利用	補修
				02	ステージ造作	造作	-	1	新規製作	
				03	ライダーマスク	造形	-	15	既存利用	
				04	昭和マスク展示	造作	-	1	新規製作	
				05	昭和マスク背面グラフィック	グラフィック	1G-03	1	新規製作	
		04	平成ライダーコーナー	01	仮面ライダークウガ立像	造形	1M-02	1	新規製作	
				02	ステージ造作	造作	-	1	新規製作	
				03	平成ライダーマスク	造形	-	20	既存利用	
				04	平成ライダー作品解説	グラフィック	1G-04	20	新規製作	
				05	平成マスクケース	造作	-	1	既存利用	
								1	新規製作	
		05	令和ライダーコーナー	01	仮面ライダーゼロワン立像	造形	1M-03	1	新規製作	
				02	ステージ造作	造作	-	1	新規製作	
				03	令和ライダーマスク	造形	-	8	既存利用	
				04	令和ライダー作品解説	グラフィック	1G-05	8	新規製作	
				05	令和マスクケース	造作	-	1	既存利用	
		06	サイクロン号			映像コンテンツ		1	新規製作	



MEMO

石ノ森萬画館 常設展示室 展示設計業務

REVISION

TITLE

展示設計図(1) (「仮面ライダーの世界」・「ゴレンジャーの世界(仮称)」)

DRAWN

DESIGNED

CHECKED

SUBJECTS

撤去・移設図-1

DATE

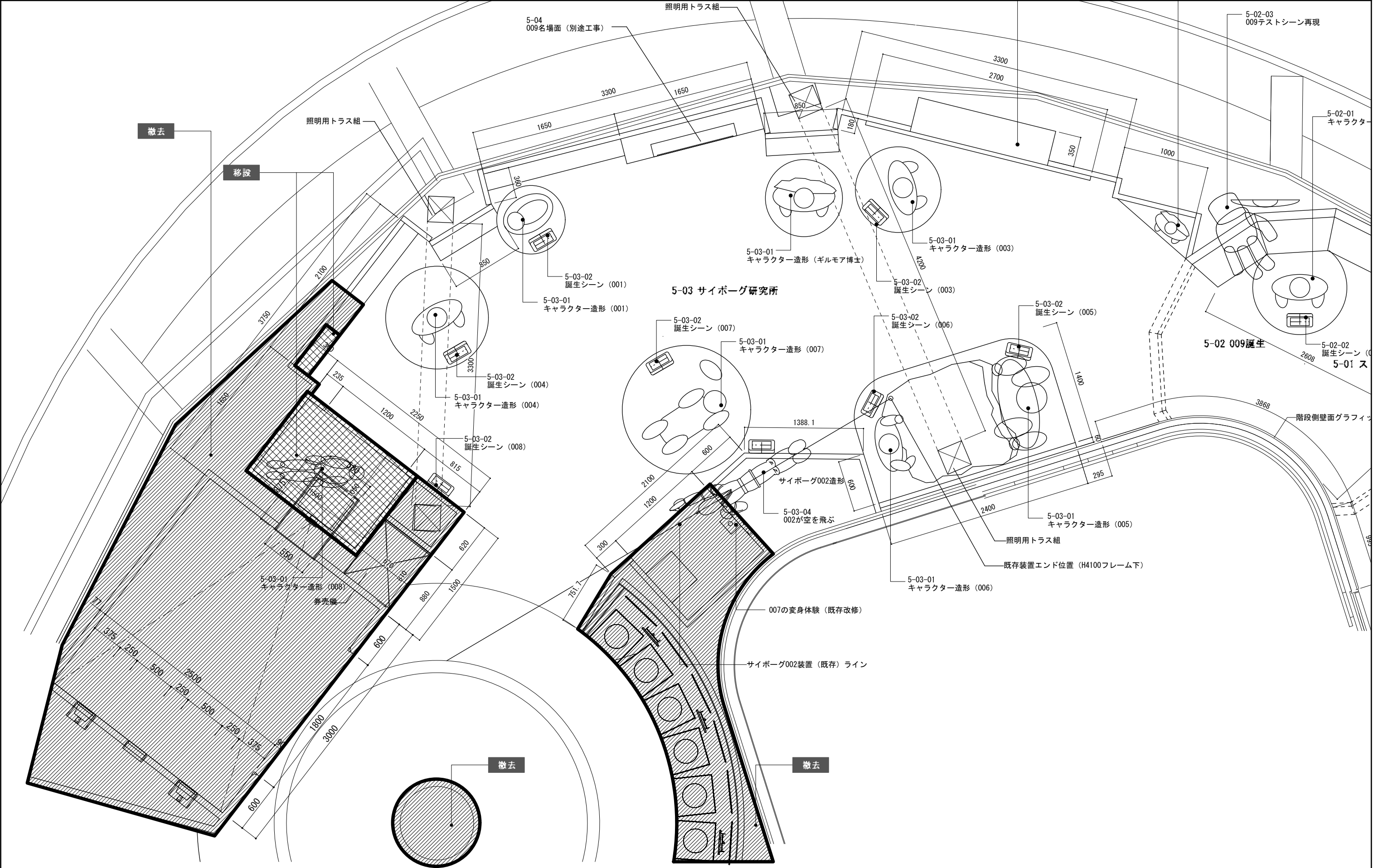
2025. 5. 31

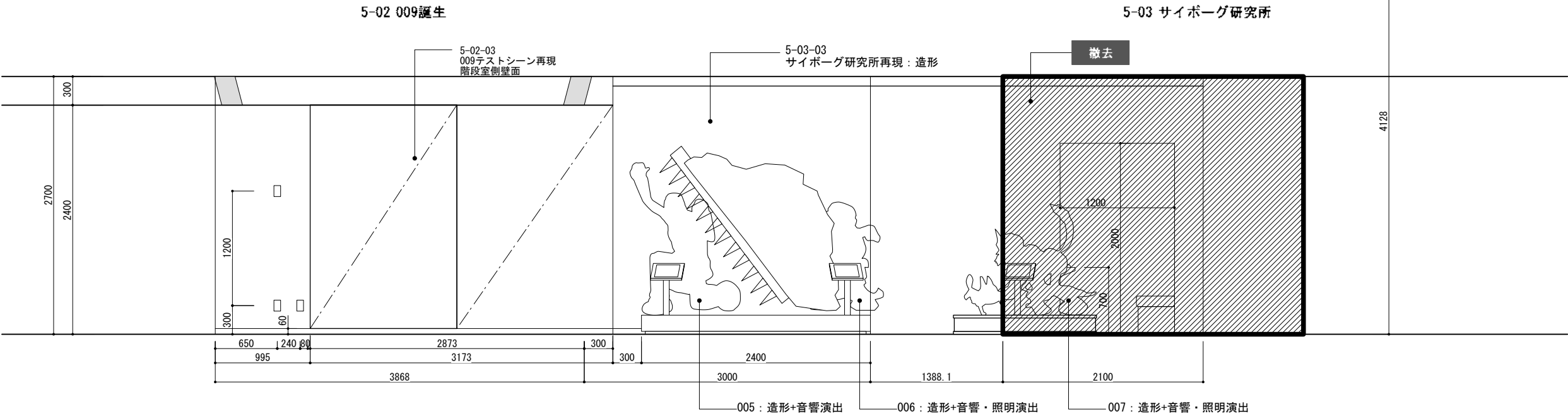
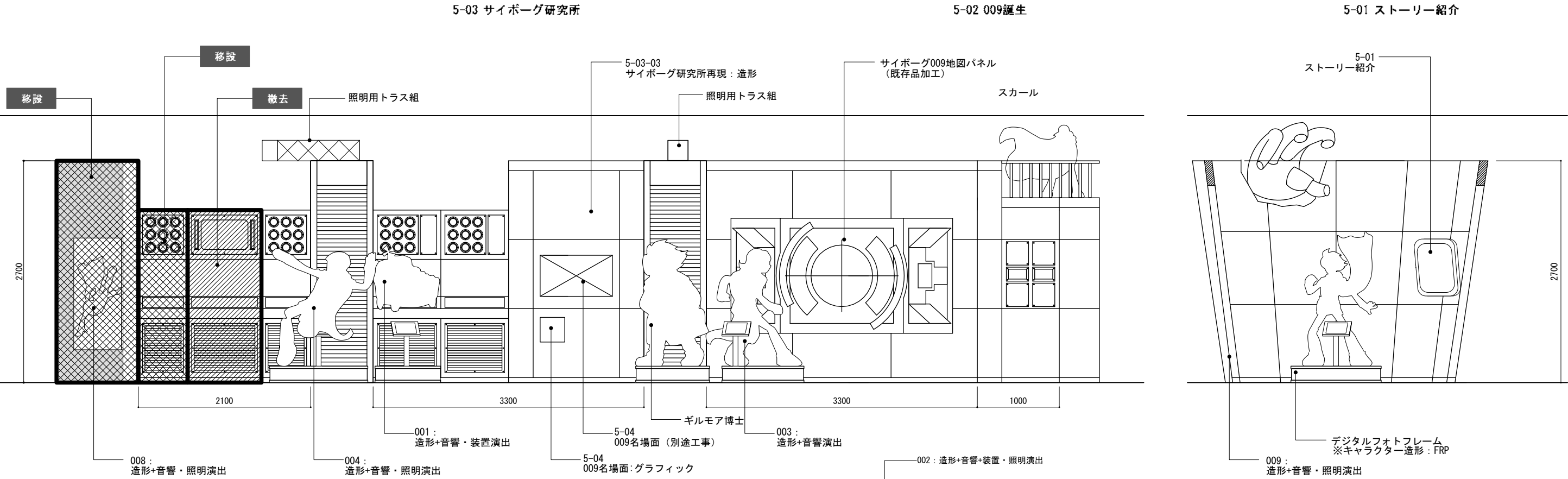
SCALE

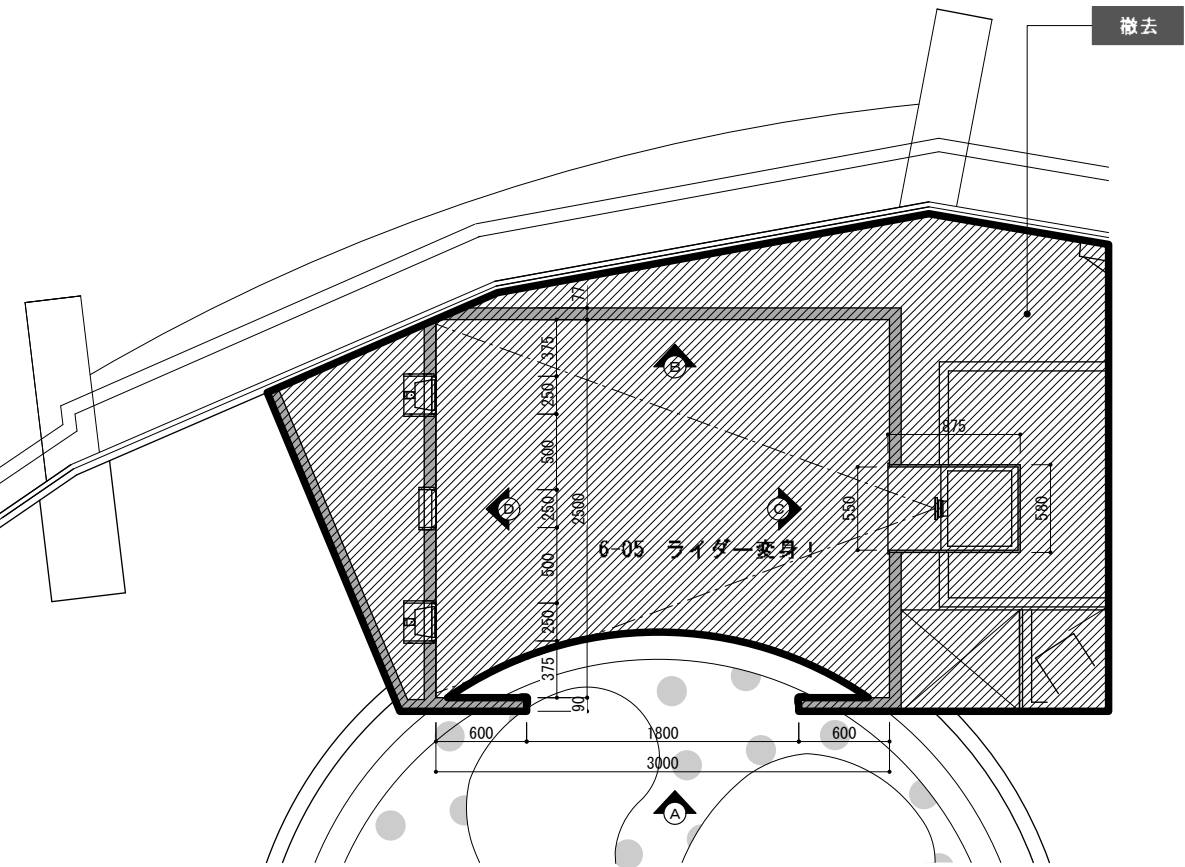
S=1:150

NO.

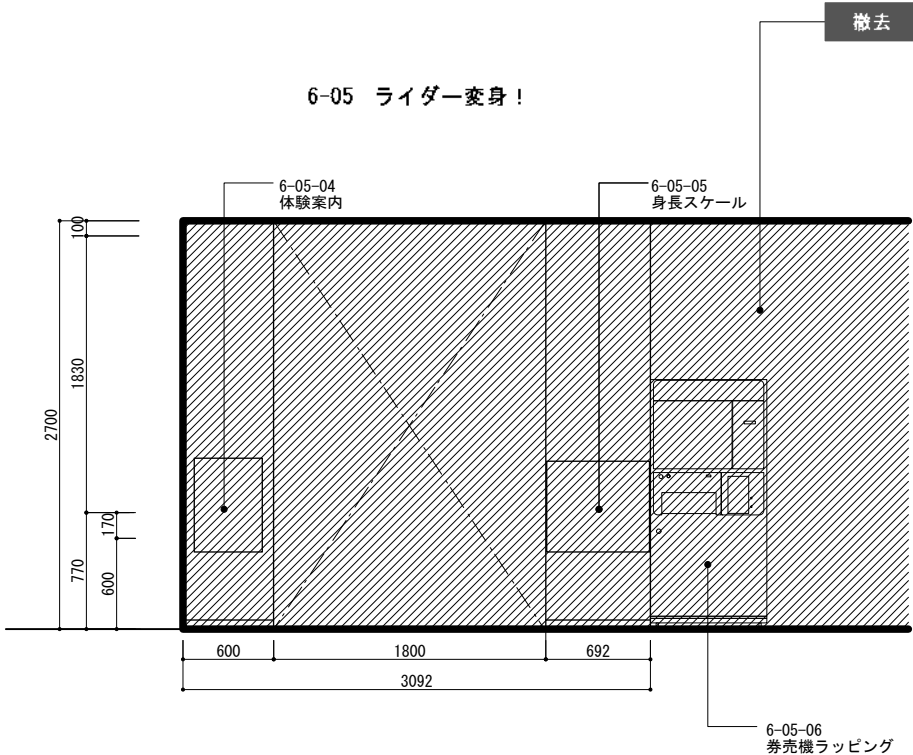
撤-01



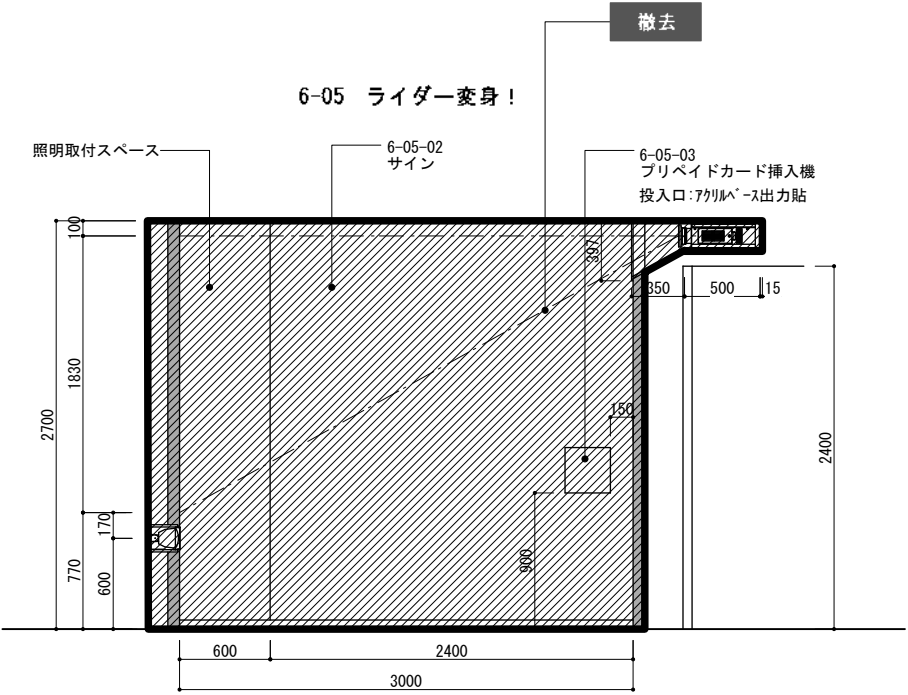




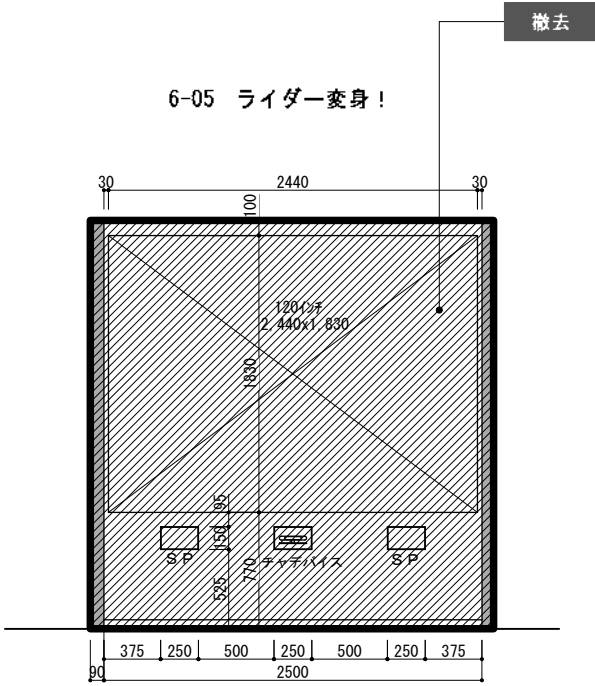
平面図



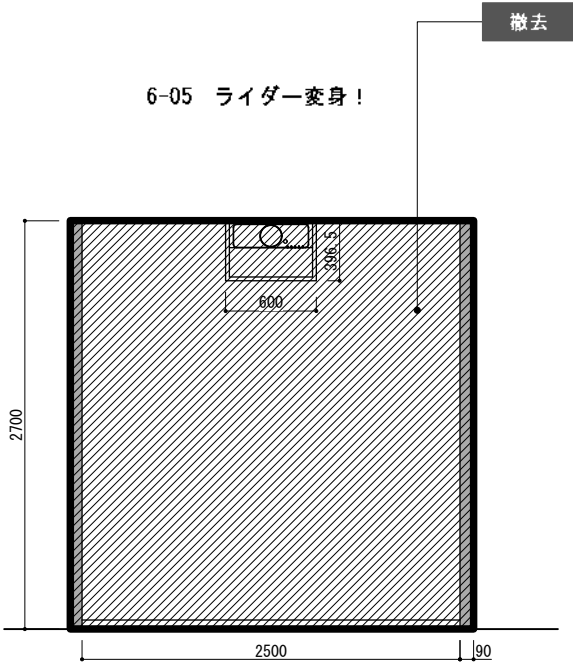
A 立面図



B 立面図



D 立面図



C 立面図

MEMO

石ノ森萬画館 常設展示室 展示設計業務

REVISION

TITLE
展示設計図(1) (「仮面ライダーの世界」・「ゴレンジャーの世界(仮称)」)

DRAWN

DESIGNED

CHECKED

SUBJECTS

撤去・移設図-5

DATE

2025. 5. 31

SCALE

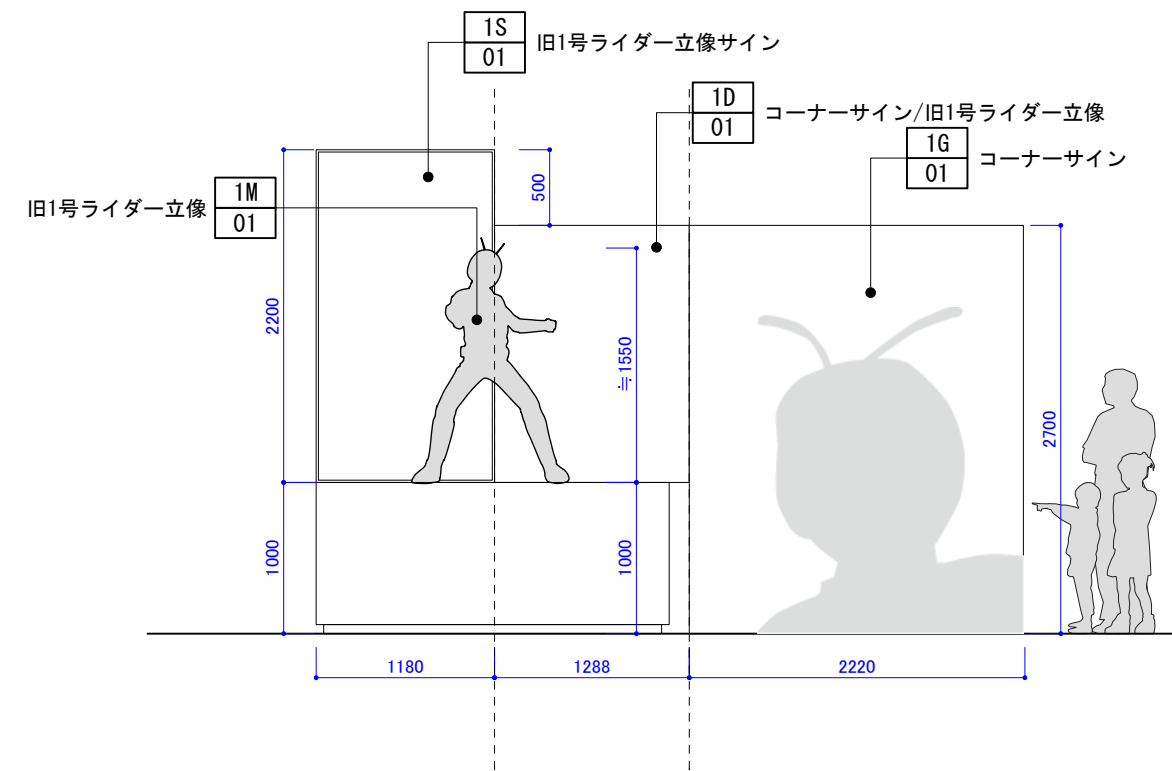
S=1:50

NO.

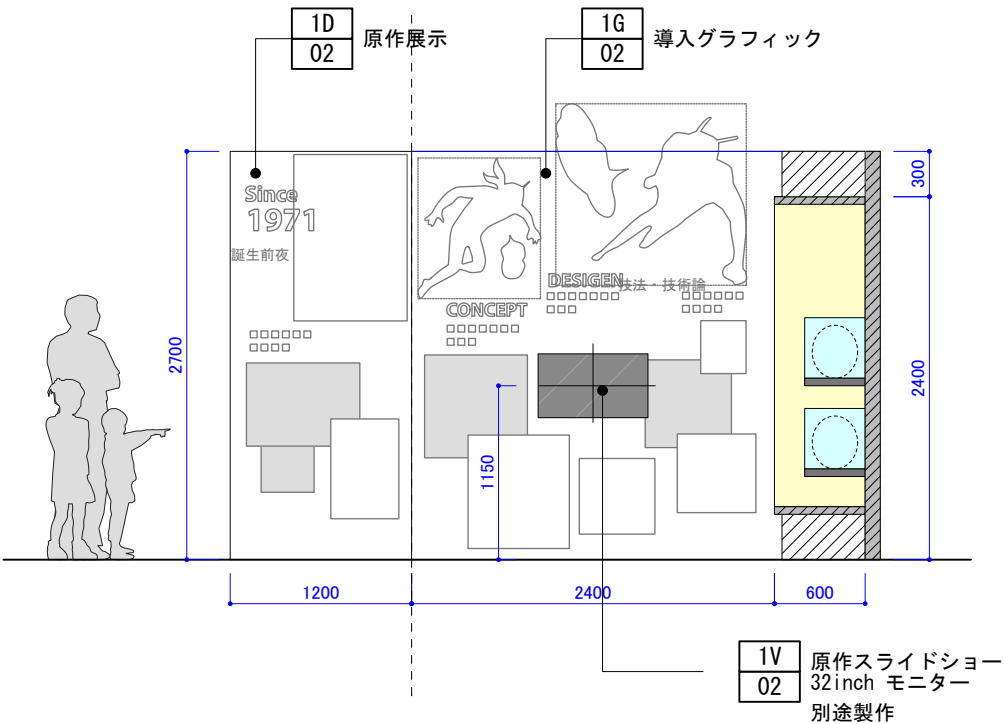
撤-05

1. 仮面ライダーの世界

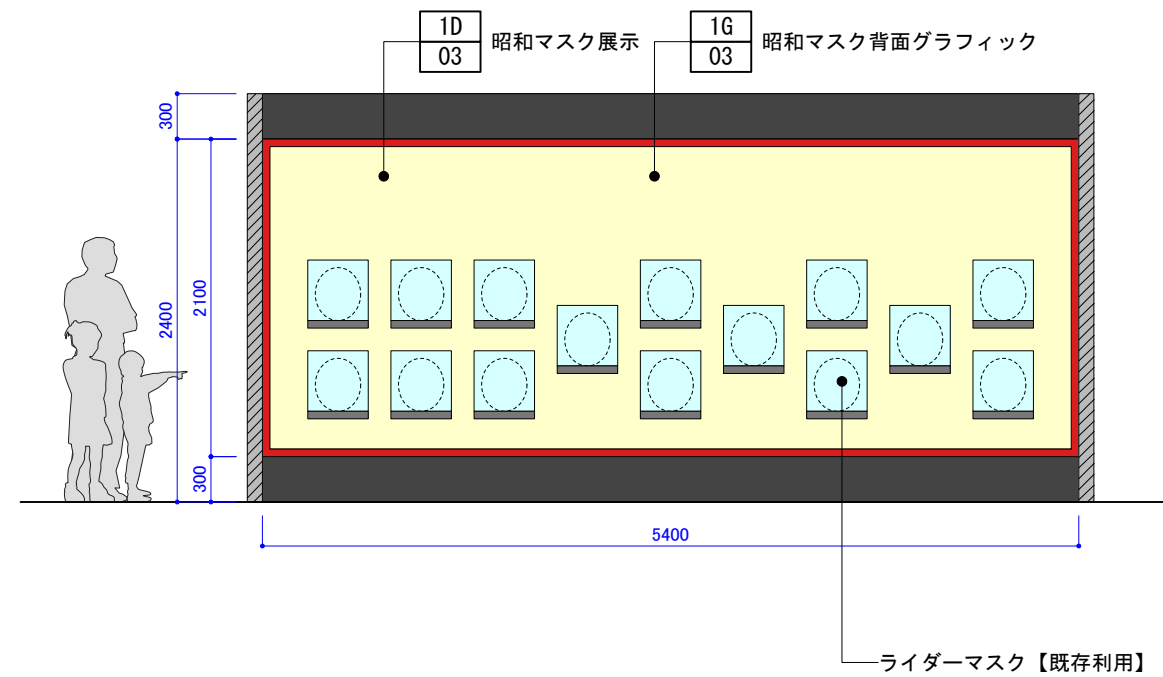
1-03 昭和ライダーコーナー



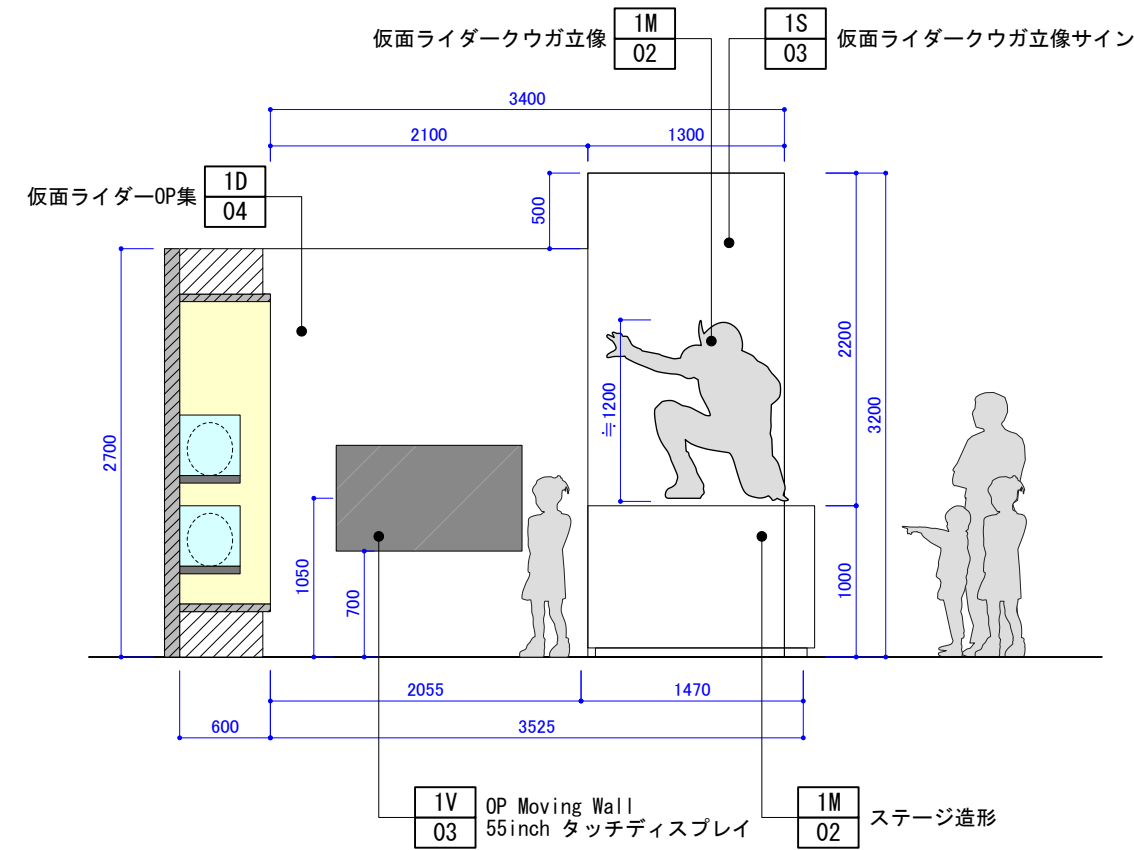
1-01 原作展示



1-03 昭和ライダーコーナー

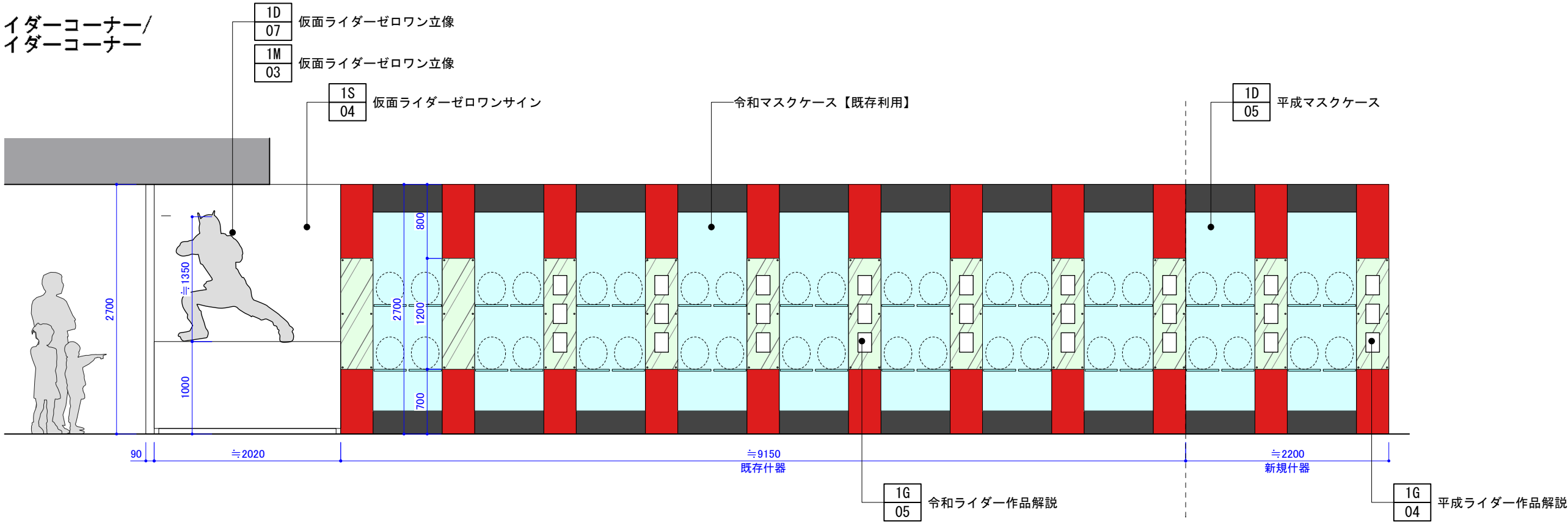


1-02 仮面ライダーOP集/1-04 平成ライダーコーナー



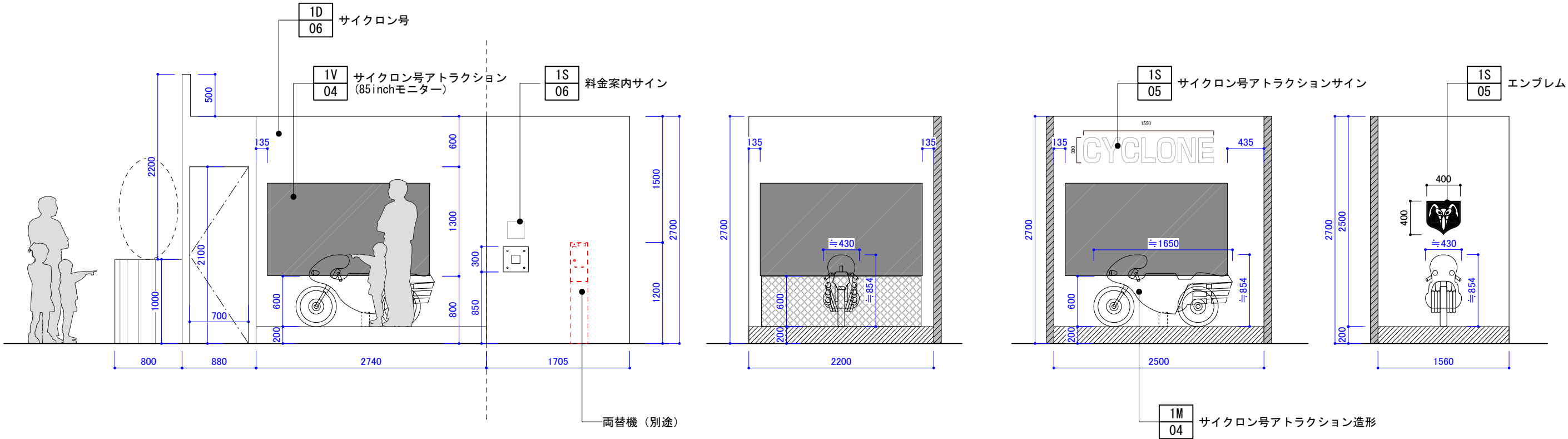
1. 仮面ライダーの世界

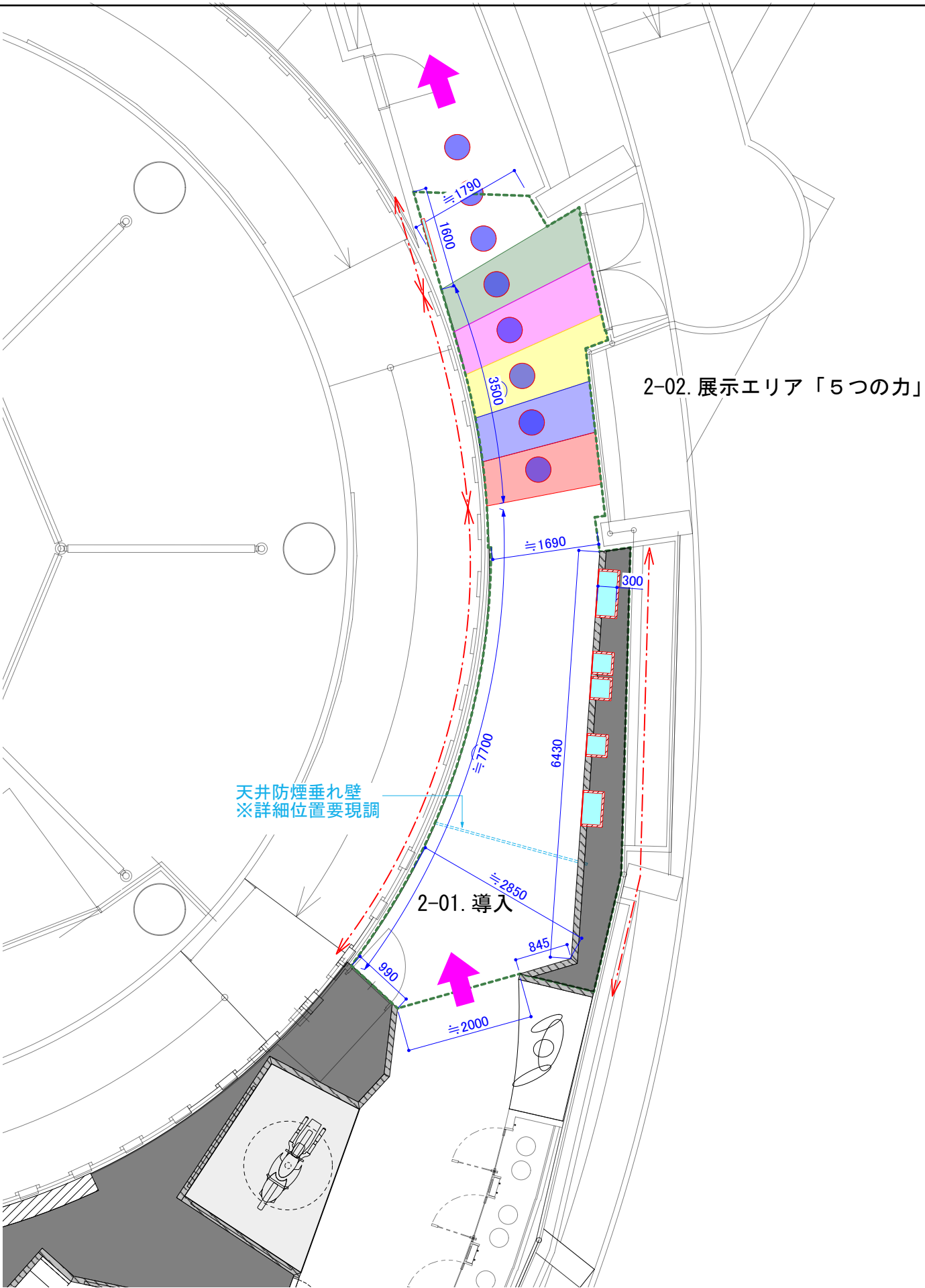
1-04 平成ライダーコーナー/
1-05 令和ライダーコーナー



1-06 サイクロン号

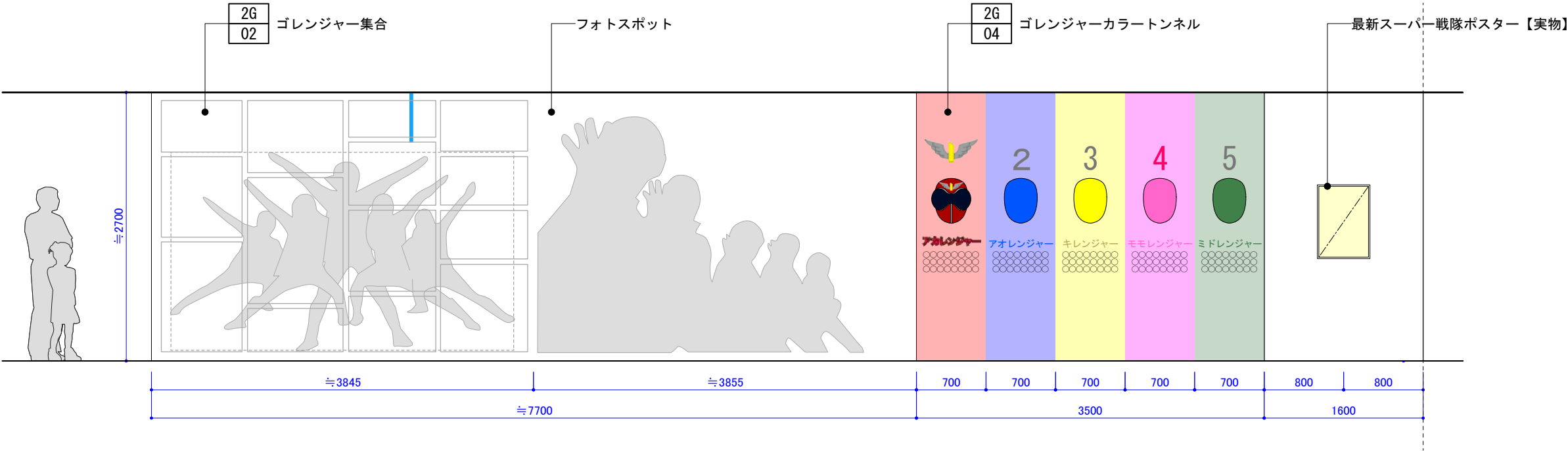
1-02 仮面ライダーOP集/1-04 平成ライダーコーナー





2. ゴレンジャーの世界

2-01 導入・展示エリア「5つの力」



2-02 展示エリア「5つの力」

